

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、自己都合により退職した場合、
または本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合で、
入社後一定期間内に雇用契約が終了したときは、
求人者から受領した紹介手数料について、以下の基準により返戻します。

- ・入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合：紹介手数料の 100%
- ・入社後 1 か月超 2 か月以内に雇用契約が終了した場合：紹介手数料の 50%
- ・入社後 2 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合：紹介手数料の 25%
- ・入社後 3 か月超：返還なし

なお、返戻金制度の詳細については、
有料職業紹介契約書により別途定めることがあります。

許可番号 26-ユ-300801

事業所の名称および所在地

株式会社ルリアン

〒604-8151

京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入

橋弁慶町 227 番地

第 12 長谷ビル 9 階